

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝日町は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

朝日町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証に関する事務（前号に掲げるものを除く。） ・高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表85の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	保険福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	広報・町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保険福祉課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5659
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 ・対象者から個人番号を得られない場合にのみ行う情報照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システムを利用できるのはID、パスワード、静脈認証又は指紋認証によりログインできる職員のみである。 ・人事異動等に伴い職務を外れた職員についてはIDを削除している。 以上のことから権限がない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	後期高齢者医療広域連合規約に基づく被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。	後期高齢者医療広域連合規約に基づく被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。	事後	
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の82の項	番号法第19条第7号 別表第二の82・83の項	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険福祉課長 後藤清一	保険福祉課長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	平成27年10月31日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	平成27年11月30日	平成31年4月1日	事後	
令和2年12月1日	II-1対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年12月1日	II-1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月1日	II-2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	後期高齢者医療広域連合規約に基づく被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ・被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 ・保険料の減額、免除及び徴収猶予に関する措置 ・一時差止め ・保険料の徴収又は保険料の賦課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ・高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務	事後	
令和6年12月27日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項、番号法別表第1の主務省令で定める命令第46条	・番号法第9条第1項 別表85の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和6年12月27日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の82・83の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	
令和6年12月27日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画情報課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5663	広報・町民課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5653	事後	
令和6年12月27日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保険福祉課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5669	保険福祉課 510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地 059-377-5659	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報		項目追加	事後	
令和6年12月27日	9. 規則第9条第2項の適用				
令和6年12月27日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IV-8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 ・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 ・対象者から個人番号を得られない場合にのみ行う情報照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	
令和6年12月27日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [1] 目的外の入手が行われるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 ・システムを利用できるのはID、パスワード、静脈認証又は指紋認証によりログインできる職員のみである。 ・人事異動等に伴い職務を外れた職員についてはIDを削除している。 以上のことから権限がない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	